

農林水産省協同組合等検査規程（平成 23 年農林水産省訓令第 20 号）の  
改正について

農林水産省大臣官房  
検査・監察部調整・監察課

【現行規程の概要】

農林水産省協同組合等検査規程（平成 23 年農林水産省訓令第 20 号。以下「規程」という。）は、諸法令に基づき農林水産省が関係団体に対して実施する検査について、検査の根拠条文を列記した上で、具体的な検査方法等を定めているもの。

【改正の趣旨】

- ・ 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）により水産業協同組合法が改正（施行日：令和 2 年 12 月 1 日）され、検査の根拠条文の条ズレが発生することへ対応する。
- ・ 検査命令書の様式中の押印欄の削除等を図る。

【改正概要】

○第 1 条：検査の根拠条文の省略

- ・ 規程第 1 条では、農林水産大臣が実施する各種法律に基づく検査の根拠条文を列記しており、法改正により当該根拠条文に条ズレが発生する場合には、その都度対応しなければならないところ。
- ・ 同条は、規程が法に基づく検査について規定するものであることを示すものであり、法律名のみ規定することでもその主旨は十分に満たされること、また、下位規程である「農林水産省協同組合等検査基本要綱（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 検査第 1 号農林水産省大臣官房検査部長通知。以下「基本要綱」という。）」において検査の根拠条文が列記されていることを踏まえ、事務効率化の観点から、同条に規定する検査の根拠条文について削ることとする。

○第 5 条：検査命令書の様式の押印欄の削除

- ・ 検査命令書の様式について、押印欄を削除の上、基本要綱で規定することとし、規程から削除する。

○第 7 条：検査の方法に「書面検査」を明確化

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応として導入している書面（電磁的記録を含む。）の検査を明確化する。

○第11条：検査時に携行するもの

- ・ 検査員は、検査命令書のほか身分証明書を提示するとともに、検査通告書を交付しなければならない旨を明確化する。
- ・ 身分証明書の様式は各省令等で規定済みであり、規程であらためて規定する必要はないことから身分証明書の様式に係る規定を削除する。

○第13条：検査の立会い

- ・ 検査のうち現物検査では検査対象者の責任者の立会いが必須であることを明確化する（本検査等における立会いは任意）。

○第19条：子会社等の範囲

- ・ 農協法以外でも子会社等に対する検査は実施できることから、農協法を特出しした規定を削除する。

○その他所要の改正を実施

○施行日

令和2年12月25日